

電子契約サービス導入・提供業務 質問及び回答

番号	質問受付日	質疑事項	質問	回答
1	12月24日	提案書提出時の容量制限について	<p>今回の書類提出については、指定のURLへアップロードするようにと記載がありますが、企画提案書を提出する際のアップロードする際の容量制限等について教えてください。容量が足りない場合の処置についてもご教示ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電子契約サービス導入・提供業務企画提案書提出フォームへのアップロード可能な1ファイルの容量の上限は10MBになります。 ・提出書類をまとめたZipファイルが10MBを上回りアップロードできない場合は、提出書類を分けてZipファイルにまとめアップロードしてください。 ・1つの提出書類のみで圧縮後も10MBを超える場合（例：公募要領7(3)ウ「サービス内容説明・提案書」のみで10MBを超える場合）は、提出期限に余裕をもって、公募要領3(1)記載のメールアドレスあてにご連絡ください。事務局より提出方法を別途提示します。 <p>※提出フォームに、上記内容の説明を加えました。</p>
2	12月24日	価格点の算出方法について	<p>価格点の計算式「$80 \times (1 - \text{提案価格}/\text{上限価格})$」について確認させてください。「提案価格」及び「上限価格」は、契約予定団体一覧に記載の全団体の合計金額を指すのでしょうか。それとも、団体ごとに価格点を算出し、その平均を価格点とするのでしょうか。具体的な算出方法をご教示ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「提案価格」及び「上限価格」は別紙「契約予定団体一覧」に記載の全団体の合計金額を指します。
3	12月24日	グレーゾーン解消制度について	<p>「提供するサービスが、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第13条の4第2項に規定する技術的基準を満たすことについて、「グレーゾーン解消制度」へ申請し、所管庁の確認を受けていること」とあるが、建設業法施行規則第13条の4第2項に関して、以下2点について確認させてください。</p> <p>同条項について、令和2年改正前にグレーゾーン解消制度により技術的基準への適合性が確認されている電子契約サービスであれば、当該確認をもって要件充足と判断して差し支えないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、令和2年改正は「相手方が本人であることを確認できる措置を講じていること」という文言の追加にとどまり、新たな技術的基準を創設したものではないことから、改正後に改めてグレーゾーン解消制度の確認を取得することまでは求められないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年の改正前の確認であっても、調達仕様書6(3)に記載する要件は満たすものとします。 <p>別表「提案評価項目及び評価基準」の10「電子署名の機能・性能」の評価の参考とするため、改正後の技術的基準への適合についての考え方を記載してください。</p>

4	12月25日	提案書の作成について	作成する提案書について、ページ数に上限の指定はございますでしょうか。	・ページ数の上限は設定していません。
5	12月25日	見積書の作成について	<p>見積書の作成について (1)様式6の提出に加え、各自治体に宛てた見積書の作成及び提出が必要である、という理解でよろしかったでしょうか。 例:様式6の作成に加え、前橋市宛・高崎市宛 ... のように「契約予定団体一覧」に記載の各自治体ごとの見積書の提出が必要である。</p> <p>(2)(1)の認識で相違ない場合、任意様式で作成するお見積書について 1作成日付の指定はございますでしょうか。 2複数年契約を想定している団体については、「1年度分」ではなく「当該年度分(5年契約であれば5年分)」の利用料に対する見積書の作成が必要である、という理解でよろしかったでしょうか。 3宛先については「各自治体(●●市)宛」でよろしかったでしょうか。 4別表「契約予定団体一覧」にて、各種オプションの利用を希望する自治体については、当該オプションの利用料も含めて上限価格内での提案が必要である、という理解でよろしかったでしょうか。 例:「LGWAN環境での利用」「当事者型電子署名」に○がある場合、この2オプションを含めて予定価格内での提案が必要である。</p>	<p>(1)ご認識のとおりです。 (2)</p> <p>1 提出書類の提出日をご記入ください。 2 ご認識のとおりです。複数年分の利用料に対する見積を作成してください。 3 ご認識のとおりです。 どの自治体分の見積か認識できるものであれば、宛先の形式は問いません。</p> <p>4 【必須】としているもの(LGWAN環境での利用)については、上限価格内で提案してください。【任意】としているもの(当事者型電子署名)については予定価格内での提案に限りません。予定価格内での提案できる内容がある場合は、その内容を記載してください。</p>
6	12月25日	プレゼン動画の作成について	動画内でのご提案が必須となる項目はございますでしょうか。 例:基本操作のデモ、企画提案趣旨の説明 等	<ul style="list-style-type: none"> 「利用環境の概要や機能等が確認できるもの」と記載しているとおりですが、別表「提案評価項目及び評価基準」記載の9「UX/UI」の審査等の参考とすることを想定しています。 また、公募要領7(3)ウ「サービス内容説明・提案書」での記載にとどまらず、動画で説明したほうが「電子契約サービス導入・提供業務事業者選定審査委員会」の審査委員が理解しやすいと考えられるものについて、動画でご提出してください。

7	12月25日	「サービス利用期間」の考え方の確認	<p>調達仕様書「5業務内容(1)導入支援オ」について、「各団体が希望する「サービス利用の開始時期」」とは「別紙 契約予定団体一覧」に記載の「サービス利用期間」であり、例えば「令和8年4月1日～令和9年3月31日」と記載の団体については、令和8年4月1日より実務での利用を開始する(契約相手方との契約締結で本サービスを利用する)、という認識で相違ないでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご認識のとおりです。 <p>ただし、優先交渉事業者選定後の導入に向けた各団体との調整において、時期が変更となる可能性はあります。</p>
8	12月25日	建設業法への適合について(仕様の確認)	<p>(1)今回調達に参加される群馬県様及び各団体様では、建設工事に関する契約を電子契約で実施する予定はございますでしょうか。</p> <p>(2)実施予定がある場合、仕様書に記載の「建設業法(昭和24年法律第100号)上義務付けられている建設工事請負契約に関する書面の交付を代替するサービスとして、当該電子契約サービスが建設業法施行規則第13条の4第2項の技術的基準を満たすものであること。」という要件については、安心して建設工事に関する契約にて電子契約を行うという目的から、令和2年に改正がされている現行法の技術基準に適合するという回答をグレーゾーン解消制度で取得していることが必須という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>(1)建設工事に関する契約についても、電子契約を実施する（契約を締結する）可能性があります。</p> <p>(2)令和2年の改正前の確認であっても、調達仕様書6(3)に記載する要件は満たすものとします。</p>

9	12月25日 機能要件一覧 「当事者型電子署名」について(仕様の確認)	<p>(1)本機能については「提案する電子契約サービス」の機能として当該電子契約サービス単独で利用できるものであり、他サービスとの連携は利用は含まない、という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>(2)本件は「各団体様(自治体という組織)」としての利用となることから、「個人」に対する認証要素(マイナンバーカード等)を用いるのではなく「組織内の利用者(自治体職員や首長)」に対して、自治体の業務用として発行される電子証明書を用いて署名ができることが必須である、という認識で相違ないでしょうか。</p> <p>(3)本要件については、立会人型電子契約と同様に「システム内でリモート型の署名を付与することができ、ICカードやカードリーダー等の媒体は不要であること」が必須であるという認識で相違ないでしょうか。</p>	<p>(1)ご認識のとおりの想定ですが、「代替案で対応」の記載としては他サービスとの連携を否定するものではありません。</p> <p>(2)(3)いずれも必須とはしていません。提供する当事者型電子署名の利用を推奨するケースを記載してください。</p>
10	12月25日 機能要件一覧 「承認・署名(ワークフロー)」について(仕様の確認)	<p>本項目内の要件 ア)について、本機能については「電子契約サービス内でのみ回覧・承認をする機能」という認識でよろしかったでしょうか。セキュリティの観点から、締結後の契約書データ内に各承認者の情報(メールアドレス等)が残らない承認フローを想定しておりますが、相違ございませんでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電子契約サービス内で、各団体の職員が組織の承認なく契約を締結することを制御し、不正を防止できる機能を求めるものです。 ・「締結後の契約書データ内に各承認者の情報(メールアドレス等)が残らない承認フローを想定」については、そのようなフローで問題ありません。(承認者の情報を残さないことを必須とするものではありません。)
11	12月25日 価格点の評価について	<p>価格点の評価について</p> <p>(1)小数点の取扱いについて</p> <p>計算式に基づいて算出された価格点に小数点が発生した場合、どのような取り扱いとなりますでしょうか。</p> <p>例:計算の結果67.6点となった場合に、67点となるのか、もしくは68点となるのか。</p> <p>(2)本件について、最低制限価格の設定はございますでしょうか。</p>	<p>(1)小数点以下第2位を四捨五入します。</p> <p>(2)下限価格となる「最低制限価格」は設定していません。</p>